

一般質問



最低制限価格制度について 低入札価格調査について 公契約条例について

小田嶋 忠

最低制限価格制度について

行政が行う入札には、

一・一般競争入札、二・指名競争入札、三・随意契約、

四・せり売り、の四つの方法が地方自治法で定められている。現在の入札制度の問題点は、「低価格競争が低賃金労働者を生み出している。」のが事実であり、地域経済の低迷を助長しているのではないかと思う。

入札結果を見ると、低価格入札が多く見られる、ますます賃金の地域格差が生じると思われる。このことを考えた場合、入札制度の中に、最低制限価格を設けたらどうかと思うが、市長の考えは。

市長 仙北市としては、最低制限価格制度は設けてはいないが、低価格入札と言うことで、発注金額が一億五千万円を超えるものについて、

最低入札価格から上位、五社の平均を出して、その八十五パーセントを下回る価格であれば受注者として認定をしないという最低入札評価制度をとっている。

低入札価格調査制度について

質問 低入札価格調査制度、いわゆる入札価格で契約

履行確保が可能かを調査する制度と思うが、誰が、どんな内容をチェックするのか伺いたい。

市長 担当課の監督員が、施工状況を随時チェックする。完成後は、検査員がその成果を十分検査し、点数評価をしている。工事過程での監督員の持ち点五十点、そして設計通りできたかどうかという検査員の持ち点五十点、トータル百点という評価基準の中で、六十点以上を合格、五

十九点以下については、改善を求めるという制度を採っている。現在まで仙北市では、五十九点以下の評価点は、出していない。

公契約条例について

質問 公契約条例制定運動は建設業に組織された

全県総連と、それに参加する労働組合によって取り組まれてきた。現在それは、新しい盛り上がりを見せる運動に展開しつつある。これを機会に

当市においても、価格入札から総合評価入札制度への転換が必要と思う。公契約条例を運用するためには、検討課題は数多くあると思うが前向きに取り組んでいただけるか伺う。

市長 まだ制定をするというところまでは、いつかは

いないが、公契約条例の中に盛り込まれるであろう適切な労働条件、品質の確保、公正な競争など、最低の歯止めとしてどこまで必要か、他の市町村の動向も見ながら公契約条例の制定を考えていきたいと思っている。

質問 仙北市の入札規程の中にも、かなり見直さなければいけない部分があると思う。最低制限価格を設けるなどの規定を出来るだけ早期に改正して実施してもらいたい

が、市長の考えは。

市長 仙北市として、決して思っているわけではない。

仙北市の発注形態の中で、最低制限価格制度、それから調査制度、公契約制度、そして指名競争入札から一般競争入札へ、そのあり方等について総合的に判断をして改善を図っていききたいと考えている。



早期に入札制度の改善を